

新型コロナウイルス感染症に関連する相談窓口について

新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。

関係省庁からの発信に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を入手するように努めましょう。

また、法務省の人権擁護機関では、不当な差別やいじめ等の様々な人権問題についての相談を受け付けています。

- みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）
0570-003-110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）
- 子どもの人権110番
0120-007-110（平日午前8時30分から午後5時15分まで）
- 外国語人権相談ダイヤル
0570-090911（平日午前9時00分から午後5時00分まで）